

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 熊本県
農業委員会名： 甲佐町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月30日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	695
自給的農家数	35
販売農家数	660
主業農家数	134
準主業農家数	123
副業的農家数	403

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	884
女性	
40代以下	25

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	90
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	12
農業参入法人	17
集落営農経営	6
特定農業団体	0
集落営農組織	6

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	819	700				1,519
経営耕地面積	771	469	353	91	25	1,240
遊休農地面積						277.8
農地台帳面積						

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 4 年 3 月 3 1 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	農地利用最適化推進委員				
農業委員数	14	14			
認定農業者	—	10			
認定農業者に準ずる者	—	3			
女性	—	2			
40代以下	—	1			
中立委員	—	1			

*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積 1240.0 ha	これまでの集積面積 685.3ha	集積率 55.26%
課 題	農事組合法人が設立されている地区の農地については、法人が主体となり農地の集積が進んでいく。。。今後の課題としては、担い手が不足している地区の農地をどのように集積していくのかが課題と思われる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 757.3 ha (うち新規集積面積 36.0ha)
目標設定の考え方:担い手への農地集積を進めることで国が進めている担い手への集積率8割を目指す。	
活動計画	農業委員会が毎年行っている農地利用状況調査を基に、耕作されていない農地については農家の意向の把握を行いながら、農地の集積につなげる。 また、利用権設定の期間が満了する農地等についても出し手と受け手のマッチングを進める。 その他、農地として復元できない荒廃化している農地については非農地化の対応を行う。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成29年度新規参入者数	平成30度新規参入者数	平成31年度新規参入者数
	3経営体	1経営体	2経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	平成31年度新規参入者が取得した農地面積
	1.2ha	0.4ha	1.7ha
課 題	本町での新規参入者は、毎年若干ではあるが参入している。 しかしながら、小規模農家が大半であり本町の農業の担い手としてはきびし難しい状況である。 今後は、地域の担い手となるような新規就農者の確保が課題である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	1 ha
活動計画	4月地域活動を行い、新規参入者の把握。8月新規参入候補者への説明会の開催。 5月〃 6月〃 7月〃	9月〃 10月〃 11月〃	〃 〃 〃

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和元年12月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1240. ha	277.8ha	22.40%
課 題	農業経営者の高齢化や後継者不足により、耕作条件の悪い農地が遊休農地となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 40.0ha		
	目標設定の考え方:遊休農地の所有者等に解消への指導を行うとともに、地域の担い手や隣接耕作者へ集積を推進することにより遊休農地面積の2割程度の解消を目指す。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	25人	随時	8月～9月
	調査方法	水田については、地域農業再生協議会の台帳を基に8月に実施する現地調査で実施する。畠地については、中山間等直接支払事業の調査と連携して行う。それ以外の畠地については、農業委員、最適化推進委員が連携し、8月に全体調査を行うとともに2号遊休農地や1号農地のA判定については農地利用の意向調査を実施する。	
農地の利用状況調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
農地の利用意向調査	10月～12月	1月～2月	
その他	農業委員と最適化推進委員とで非農地化の検討を行い、非農地化を進めて行く。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1, 240.0ha	2.0ha
課 題	違反転用については、無断に転用が行われた後に元の状態へ回復させるのは難しいので早期の把握に努める必要があるが、人員の確保が課題である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	定期的(5月、7月、9月、11月)に農地ハトロールを実施することにより違反転用の防止に努める。違反転用となっているものについては、違反転用者へ文書による指導(中止等)を行う。悪質なものについては、指導、勧告通知を行うとともに県への報告を行う。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入